

他部局における健康福祉関連施策

事業名	事業概要
<p>シルバー人材センター (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令等 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」 (S46.5.25 法律第 68 号)</p>	<p>本格的な高齢社会の到来に対応するためには、高齢者の知識、技能、経験を生かし、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、その意欲と能力に応じて地域に密着した就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりを図る必要がある。現在、シルバー人材センターは 14 市 31 町村に設置されている。</p> <p>また、平成 9 年 10 月には、(公社)熊本県シルバー人材センター連合会を設立し、県下全域での事業の実施と未設置地域における設置促進に努めている。</p> <p>対象者 おおむね 60 歳以上 会員数 9,870 人 (H29.3.31 現在) 設置市町村 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町、津奈木町、南小国町</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者・障がい者の雇用対策</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業 (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令 「障害者の雇用の促進等に関する法律」 (S35.7.25 法律第 123 号)</p>	<p>障がい者の雇用促進を図るため、障がい者と事業所、学校、福祉施設、行政機関等との橋渡しを行い、障がい者の就業及び日常生活上の支援を一体的に行う。</p> <p><熊本障害者就業・生活支援センター「くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁」> ></p> <p>運営主体 社会福祉法人慶信会 対象地域 熊本地域(熊本、上益城圏域) 配 置 熊本市内に支援ワーカー 5 名を配置</p> <p><熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」> ></p> <p>運営主体 社会福祉法人慶信会 対象地域 県南(宇城、八代圏域) 配 置 八代市内に支援ワーカー 5 名を配置</p> <p><熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」> ></p> <p>運営主体 社会福祉法人菊愛会 対象地域 県北(鹿本、菊池、阿蘇圏域) 配 置 菊池市内に支援ワーカー 6 名を配置</p> <p><熊本県有明障害者就業・生活支援センター「きずな」> ></p> <p>運営主体 医療法人信和会 対象地域 有明圏域 配 置 玉名市内に支援ワーカー 4 名を配置</p> <p><熊本県天草障害者就業・生活支援センター> ></p> <p>運営主体 社会福祉法人弘仁会 対象地域 天草圏域 配 置 天草市内に支援ワーカー 4 名を配置</p> <p><熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」> ></p> <p>運営主体 社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 対象地域 芦北、球磨圏域 配 置 水俣市内に支援ワーカー 4 名を配置</p> <p><共通></p> <p>事業内容 ハローワーク、社会福祉施設、医療施設、学校その他の関係機関との連絡調整を行い、障がい者が職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行う。</p> <p>障がい者に対して職業準備訓練のあっせんを行う等障がい者の雇用促進を図るため、障がい者と事業所、学校、福祉施設、行政機関等との橋渡しを行い、障がい者の就業及び日常生活上の支援を一体的に行う。</p>

事業名	事業概要																							
<p>特別支援教育 (特別支援教育課 高校教育課 義務教育課)</p> <p>根拠法令等 「学校教育法」 (S22.3.31 制定) (H19.4.1 改正)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 470px;">特別支援教育</p>	<p>特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障がいを含めて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されている。県では、幼児児童生徒の支援充実のため、対応が困難な事例ほどより専門性の高い支援が得られる「段階的な支援体制」を構築し、支援に当たっている。</p> <p>特別支援学校の概要（県立17校、市立2校）〔表中（ ）内は県内設置数〕</p> <table border="1" data-bbox="507 427 1449 1209"> <thead> <tr> <th>特別支援学校</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>幼稚部、小学部、中学部、高等部（専攻科を含む）を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校(県立9・市立2)</td> <td>小学部、中学部、高等部を設置（高等部のみ的高等特別支援学校2校）。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(2)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)</td> <td>小学部、中学部、高等部を設置（1校のみ幼稚部、小学部、中学部）。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>小学部、中学部、高等部を設置。病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子どもに対して、小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他、熊本大学教育学部附属特別支援学校（知的障がい）がある。</p> <p>小・中学校特別支援学級・通級による指導の概要</p> <table border="1" data-bbox="507 1312 1449 1731"> <thead> <tr> <th>学級等</th> <th>対象者</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級 (県内各地)</td> <td>教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級が設置。</td> </tr> <tr> <td>通級による指導 (県内各地)</td> <td>小・中学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>一人一人の教育的ニーズに応じ、自立活動及び障がいの状態に応じて教科の内容を補充する指導を月1～週8単位時間程度実施する指導。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室が設置。</td> </tr> </tbody> </table> <p>小・中学校通常の学級、高等学校での支援</p> <p>公立小・中学校及び高等学校では、すべての学校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を設置し、関係機関と連携した支援体制を構築。それぞれの学習指導要領では、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなどして、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」と記載されており、本県においては地域ごとに各特別支援学校が助言等を行い支援の充実を図っている。</p>	特別支援学校	概要	主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	幼稚部、小学部、中学部、高等部（専攻科を含む）を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	同上	主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校(県立9・市立2)	小学部、中学部、高等部を設置（高等部のみ的高等特別支援学校2校）。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施	主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(2)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	小学部、中学部、高等部を設置（1校のみ幼稚部、小学部、中学部）。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。	主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	小学部、中学部、高等部を設置。病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子どもに対して、小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	学級等	対象者	概要	特別支援学級 (県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級が設置。	通級による指導 (県内各地)	小・中学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	一人一人の教育的ニーズに応じ、自立活動及び障がいの状態に応じて教科の内容を補充する指導を月1～週8単位時間程度実施する指導。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室が設置。
特別支援学校	概要																							
主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	幼稚部、小学部、中学部、高等部（専攻科を含む）を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																							
主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	同上																							
主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校(県立9・市立2)	小学部、中学部、高等部を設置（高等部のみ的高等特別支援学校2校）。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施																							
主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(2)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																							
主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	小学部、中学部、高等部を設置（1校のみ幼稚部、小学部、中学部）。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。																							
主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	小学部、中学部、高等部を設置。病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子どもに対して、小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																							
学級等	対象者	概要																						
特別支援学級 (県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級が設置。																						
通級による指導 (県内各地)	小・中学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	一人一人の教育的ニーズに応じ、自立活動及び障がいの状態に応じて教科の内容を補充する指導を月1～週8単位時間程度実施する指導。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室が設置。																						

事業名		事業概要
特別支援教育	私立幼稚園 特別支援教育経費補助 (私学振興課) 根拠法令等 「学校教育法」 「私立学校振興助成法」	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの障がい児を受け入れ、障がい児の教育に当たる専任の教員を置く学校法人私立幼稚園に対して特別支援教育に必要な経常的経費の一部を補助する。障がい児の判定については、身体障害者手帳、療育手帳、専門医の診断書、あるいは児童相談所の判定書等による。 ・平成26年度の実績 県内実施幼稚園(私立) 対象児2名以上(国庫補助) 39園(293人) 対象児1名(単県補助) 13園(13人)
	私立学校経常費助成費補助 (私学振興課) 根拠法令等 「学校教育法」 「私立学校振興助成法」	(高等学校への補助) 特別な支援を要する生徒の受入れ、個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成並びに特別支援教育、不登校対策、いじめ対策、中途退学対策のための校内組織の整備及び取組を行っている高等学校に、特別支援教育等に必要な経常的経費の一部を補助し、特別支援教育体制の充実を図る。 受入れ及び計画の策定等については、障がいを有していることが確認できる生徒(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等により確認できる者。また、病院、中学校からの情報提供書等により確認できる者。なお、保護者が記入した健康調査書等による場合は、記載内容{(傷病名(ADHD、LD等)や服用している薬名}により、明らかに障がいを有しているとわかる場合)のみを対象とする。 また、校内組織の整備及び取組については、組織を整備のうえ取組が実施されていることが分かる書類(校務分掌等)にて確認を行う。 ・平成26年度の実績 特別な支援を要する生徒の受入れ 19校(176人) 個別の教育支援計画の策定 14校(123人) 個別の指導計画の作成 12校(119人) 校内組織の整備及び取組(不登校対策等の生徒対策を含む) 20校 (幼稚園への補助) 私立幼稚園特別支援教育経費補助の対象の園児に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成している私立幼稚園に、経常費助成費補助の加算を行う。 ・平成26年度の実績 個別の教育支援計画の策定 27園(191人) 個別の指導計画の策定 33園(247人)
	熊本時習館特別支援相談員派遣事業 (私学振興課) 根拠法令 県単独事業	発達障がいに関する専門知識を有する者を私立学校(私立中学高等学校等)に派遣し、教職員に対する研修会の実施や、発達障がいのある生徒への対応について助言することにより私立学校を支援し、発達障がいのある生徒の修学環境の向上を図る。 主な支援の内容 ・私立学校における発達障がいに関する研修 (発達障がいに関する基礎知識、生徒への適切な対応等について研修) ・発達障がいのある生徒への対応に関する助言及び支援(学校訪問及び電話対応)
	熊本時習館私学支援事業補助金(中学生学習支援事業) (私学振興課) 根拠法令 県単独事業	教室で学習することが困難な生徒及び通常の授業を受けるだけでは進級又は卒業のために必要な単位の取得が困難な生徒に対して、学習習慣や基礎学力の定着、卒業や進級のために必要な単位の取得等を促すため、個別の指導計画等を踏まえながら、学習支援員を活用して次に掲げる支援を行った場合に要する経費を補助する。 ・生徒の理解を支援するための授業補助 ・教室で学習することが困難な生徒に対する別室学習の支援 ・授業以外の補習
熊本県夢応援進学給付金(私学振興課) 根拠法令 県単独事業	生活保護世帯からの大学進学を支援するため、「生活保護世帯からの進学の『夢』応援資金」の貸付を受けて大学(短大含む)に進学する者に対して入学時に給付金として10万円を支給する。	

特別支援学校一覧

1 公立特別支援学校

(平成28年5月1日現在)

設置者	学校等名	当該学校が主として行う教育	設置学部				寄宿舎	在籍数	〒		電話	
			幼	小	中	高			所在地		FAX	
県	盲学校	視覚障がい者に対する教育						36	862-0901	096-368-3147		
									熊本市東区東町3-14-1	368-3148		
県	熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育						78	862-0901	096-368-2135		
									熊本市東区東町3-14-2	368-2137		
県	ひのくに高等支援学校							107	861-1101	096-249-1001		
									合志市合生4360-7	249-1102		
県	熊本支援学校 高等部東町分教室 (熊本聾学校内)							222	862-0941	096-371-2323		
									熊本市中央区出水5丁目5-16	371-0078		
県	松橋西支援学校 高等部上益城分教室 (甲佐高等学校内)							129	869-0502	0964-33-2797		
									宇城市松橋町松橋308-1	33-2737		
県	荒尾支援学校							139	864-0032	0968-62-1131		
									荒尾市増永字西長浦2299-3	69-1064		
県	大津支援学校	知的障がい者に対する教育						164	869-1235	096-293-0486		
									菊池郡大津町室1381	293-8052		
県	菊池支援学校 高等部山鹿分教室 (鹿本商工高等学校内)							156	861-1101	096-242-0069		
									合志市合生4300	242-0200		
県	小国支援学校							36	861-0304	0968-46-5638		
									山鹿市鹿本町御宇田312	46-5641		
県	球磨支援学校							66	869-2501	0967-46-4370		
									阿蘇郡小国町宮原2635-2	46-5980		
県	天草支援学校							99	868-0501	0966-42-3792		
									球磨郡多良木町多良木4217	42-6938		
市	熊本市立 平成さくら支援学校							H29.4 開校	863-0005	0969-23-0141		
									天草市本町新休972	22-5673		
市	八代市立 八代支援学校							77	860-0833	096-245-6232		
									熊本市南区平成2丁目20-1	245-6242		
県	松橋支援学校(肢) 高等部専門学科(知)							34	866-0014	0965-32-3251		
									八代市高島町1-6	39-5007		
県	高等部氷川分教室(知)	知的障がい者及び 肢体不自由者に対する教育						49	869-0543	0964-32-0729		
									宇城市松橋町南豊崎252	32-0565		
県	芦北支援学校(肢) 高等部佐敷分教室(知) (芦北高等学校内)							42	869-4201	0965-52-3611		
									八代市鏡町鏡村937	52-5161		
県	熊本かがやきの森 支援学校							25	869-5461	0966-82-4627		
									葦北郡芦北町芦北2829-8	82-4606		
県	江津湖療育医療 センター分教室	肢体不自由者に対する教育						20	869-5431	0966-61-3303		
									葦北郡芦北町乙千屋20-2	61-3304		
県	松橋東支援学校							50	869-5431	0966-61-3303		
									熊本市西区横手5丁目16-28	319-2111		
県	苓北支援学校							14	860-0046	096-319-2000		
									熊本市東区画函町重富575	319-2111		
県	黒石原支援学校	病弱者に対する教育						24	862-0947	096-379-4420		
									熊本市東区画函町重富575	379-4420		
県	計	19校						4	869-0524	0964-32-1726		
									宇城市松橋町豊福2910	32-2280		
県	計	19校						19	863-2503	0969-35-1780		
									天草郡苓北町志岐1120	35-2766		
県	計	19校						122	861-1102	096-242-0156		
									合志市須屋2659	242-5341		
計			3	17	17	18	4	1,821				

2 国立特別支援学校

設置者	学校名	設置学部				寄宿舎	在籍数	〒		電話	
		幼	小	中	高			所在地		FAX	
国	熊本大学教育学部附属特別支援学校						61	860-0862	096-342-2953		
								熊本市中央区黒髪5丁目17-1	342-2950		